

⑪ << 近未来技術 >> 国家戦略特区等にかかる再検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
1	千葉市	次世代型パーソナルモビリティに係る規制緩和	◆次世代型パーソナルモビリティによる歩道空間を活用した無人走行等の実現 ・近未来技術を活用した無人走行等の実現により、多様な移動ニーズを満たす次世代型パーソナルモビリティの普及促進を図る。	・道路交通法上の「原動機を用いる身体障害者用の車椅子」の基準を満たすパーソナルモビリティであっても、立ち乗り型は「原動機付自転車」に分類され、歩道の走行が認められていない。 ・パーソナルモビリティの無人走行について、法令上のルールが明確でない。	・道路交通法第2条第3項第1号 ・道路交通法施行規則第1条の4	・「原動機を用いる身体障害者用の車椅子」の基準を満たすパーソナルモビリティ(椅子が常設又は収納可能な可変タイプ)の歩道走行において、「座り乗り」、「立ち乗り」のどちらも可能とする。 ・障害物回避等の安全機能を有したパーソナルモビリティの歩道無人走行を可能とする。	警察庁	立ち乗りの用途も想定されるパーソナルモビリティについては、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の3の解釈上、「車椅子」には該当しないと言わざるを得ないことから、仮に道路交通法施行規則第1条の4で規定する原動機を用いる身体障害者用の車椅子に係る大きさ(幅70センチメートル等)及び構造(6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと等)の基準を満たしていたとしても、道路交通法上、定格出力に応じて自動車又は原動機付自転車に当たり、原則として、歩道走行は認められないものと考えております(なお、別途お示しいただいた、今般想定されている「次世代型パーソナルモビリティ」は、道路交通法上の原動機付自転車に当たります。) 一方、道路交通法第77条第1項第4号及び千葉県道路交通法施行細則(昭和35年千葉県公安委員会規則第12号)第11条第10号に基づく道路使用許可を受けることを条件に、当該パーソナルモビリティの歩道走行の実証実験を実施することは、有人・無人を問わず可能です(道路使用許可を受けるに当たっては、当該パーソナルモビリティが道路運送車両の保安基準に適合している、又は道路運送車両の保安基準の緩和を受けている必要があります。) なお、新たなモビリティに係る交通ルール等の在り方については、現在、警察庁の有識者検討会において既存のルールの変更も視野に幅広く検討を進めているところであります。	本市提案のモビリティは歩道走行は認められないとの事だが、「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において、一定の大きさに収まるモビリティについて、立ち乗り又は座り乗りで扱いに差を設ける必要がないことや速度等が歩行者の能力を超えない限りにおいて、交通ルールを歩行者と同様に扱うこととし、免許もヘルメットも不要とするとの意見があったことを踏まえ、新たなモビリティに関するルールの整備を検討いただきたい。 また、歩道無人走行については、身体障害者用の車椅子の基準を満たす場合は、道路運送車両の保安基準の適合に関わらず実証を可能とすることや、道路使用許可手続等の省略化、簡素化を検討いただきたい。	警察庁	新たなモビリティに関するルールの整備については、「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」における議論の内容等を踏まえ、現在、法令改正を含めて検討中である。 なお、前記有識者検討会の中間報告書については、本年前半をめどに取りまとめられる予定である。
2	千葉市	住民異動届出時における対面要件の緩和	転入・転居届出手続きについて、オンラインによる届出を可能とする。	窓口での手続きが必要となっており、オンライン申請が出来ない。	・住民基本台帳法第27条第1項、第2項 ・住民基本台帳法施行規則第8条	マイナンバーカードの公的個人認証サービスを用いて本人確認手段を担保した上で、オンラインによる申請手続きを可能とする。	総務省	個人番号カードの交付を受けている者による転届については、既にオンラインで行うことが可能である。 一方、転入届、転居届及び世帯変更届については、これが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該記載又は修正後の住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。 さらに、転入及び転居時には、住所変更等に伴い個人番号カードの記載事項及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書を再発行する必要があるため、これらについても別途回答しているのとおり、窓口での手続きを要することとなる。 ただ、個人番号カードを用いて住所変更等の手続きの利便性を高めることは重要であると認識しており、自治体手続における引越しワンストップサービスについて、「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び総務省において、必要な制度を検討しているところである。	届出者の実在性及び本人性を確認することの重要性は認識しているが、代理人による届出を認めていること踏まえれば、対面による本人性の確認は、必須要件とはならないと考える。 また、マイナンバーカードの券面記載事項変更等については、券面プリンタを付加したコンビニ等設置端末により券面及び電子証明書の書き換えを行うなど、技術的にも実現可能と考える。 特区を設けて対面要件を緩和する事が望ましくないとともに、住民の利便性向上のほか、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するための関連窓口の混雑緩和の点からも、全国的な措置として引き続き対面要件の緩和についてご検討いただきたい。	総務省	転入届等について現に届出の任に当たっている者が代理人であるときには、本人による場合と同様に、不正な届出を防止するため対面で、代理人の本人確認と代理権限の確認、届出内容の審査を行い、届出者の実在性及び本人性を厳格に確認することとしており、代理人による届出が可能であるからといって本人による届出の場合に對面の本人確認は不要とする論拠とはならないものとする。 また、個人番号カード及び電子証明書については、アメリカ国立標準技術研究所(NIST)の定める最高レベル3の身元確認・本人認証レベルを担保するため、対面による手続きを必要としているものである。 なお、新型コロナウイルス感染症に係る緊急措置として、届出期間を超過した者について、当分の間、正当な理由があったとみなして行政罰を適用しないこととしている。
3	千葉市	マイナンバーカードの更新手続き時における対面要件の緩和	マイナンバーカードの更新手続きについてオンラインによる申請を可能とする。	本人確認及び現に保有するマイナンバーカードとの引換のために、申請又は交付のいずれかのタイミングで来庁が必須となっている。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第2項 ・通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第3 個人番号カード 2 個人番号カードの交付等	マイナンバーカードの公的個人認証サービスを用いて本人確認手段を担保した上で、オンラインによる申請受付については郵送による交付を可能とする。	総務省	マイナンバーカードは、対面やオンラインで確実な本人確認を行うことができる、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものである。したがって、カードの交付時に券面に表示される顔写真と申請者の顔の同一性を目視により確認する必要があり、申請時又は交付時に一度は申請者に店頭を求めているところである。 カードの有効期間は基本的に10年であり、申請者の容姿の変容を考慮すると、更新手続の際に一度も対面での本人確認を行わない場合、券面に表示される顔写真と申請者の同一性を担保することができるかどうかについて疑義が生じる。 また、仮に当該提案の趣旨を実現することとした場合は、提案主体に加えて、地方公共団体情報システム機構のシステムについても、提案主体用に改修し、運用することが必要となる。特区外の市町村については既存のシステムを運用しつつ、提案主体向けに別にシステムを改修し運用することに伴う費用等の負担について検討が必要。 また、マイナンバーカードが身分証であることを踏まえ、特区を設置し、他の地域と異なる手続で取得できることは望ましくない。	要領改正により、15歳未満の者については、所定の様式に添付した写真を法定代理人が本人と相違ないと証明することで、本人が来庁しなくてもマイナンバーカード交付が認められていることを踏まえれば、マイナンバーカードの有効期限内において、公的個人認証サービスを利用して手続きを行うことで、対面による確認を行わずとも、本人による申請と添付された顔写真が本人のものであることの真正性は担保されたと考える。 特区を設けて対面要件を緩和する事は望ましく無いとしても、マイナンバーカードの普及においては、取得・更新等における手続き面での利便性について課題があると考えられるほか、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するための関連窓口の混雑緩和の点からも、全国的な措置として引き続き対面要件の緩和についてご検討いただきたい。	総務省	マイナンバーカードは、対面やオンラインで確実な本人確認を行うことができる、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものであり、申請者の容姿の変容も考慮し、20才未満の者については5年、20才以上の者については10年と有効期間を定めることで、マイナンバーカードの信用を担保しているものである。 15才未満の者についても、本人が来庁することが原則であるが、病気などのやむを得ないと認められる理由がある場合は、代理での受取が可能であるところ、15才未満の者については、顔写真付きの本人確認書類を有していない場合があることから、今般個人番号カード顔写真証明書を本人確認の一つの手段として位置づけたものであり、あくまで例外的な措置となっており、加えて、代理受領者の実在性及び本人性を厳格に把握することとしている。 したがって、マイナンバーカードの更新を公的個人認証サービスを利用することとした場合、券面に表示された顔写真と申請者本人の顔の同一性を担保できなくなってしまうおそれがあり、マイナンバーカードの信用が失われてしまう可能性があることからご提案を受入れることはできない。

⑪<<近未来技術>>国家戦略特区等にかかる再検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
4	千葉市	マイナンバーカードの電子証明書の更新手続き時における対面要件の緩和	マイナンバーカードの電子証明書の更新手続きについてオンラインによる申請を可能とする。	窓口での手続きが必要となっており、オンライン申請が出来ない。	<ul style="list-style-type: none"> 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第3項、第22条第3項 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第65条第1項 	マイナンバーカードの公的個人認証サービスを用いて本人確認手段を担保した上で、オンラインによる申請手続きを可能とする。	総務省	<p>現在、マイナンバーカードの電子証明書を発行するときは、署名利用者符号(秘密鍵)等を地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が作成し、専用回線を通じて市区町村の端末に送信し、マイナンバーカードのICチップに格納している。</p> <p>マイナンバーカードの電子証明書の更新手続きをオンラインで完結するためには、機構が作成した秘密鍵等を申請者本人のPCやスマートフォンといった端末にインターネット回線を通じて送信することになるが、秘密鍵が他人に不正に取得される危険性が排除できない。仮に、秘密鍵が他人に不正に取得された場合、本人が送付する文書が改ざんされてしまい、本人の意思とは異なる契約等が行われる可能性がある。</p> <p>加えて、仮に当該提案の趣旨を実現することとした場合は、提案主体に加えて、地方公共団体情報システム機構のシステムについても、提案主体用に改修し、運用することが必要となる。特区外の市区町村については既存のシステムを運用しつつ、提案主体向けに別にシステムを改修し運用することに伴う費用等の負担について検討が必要。</p> <p>また、電子証明書がオンラインで本人確認を行うための認証基盤であることを踏まえると、特区を設置し、他の地域と異なる手続で取得できることは望ましくない。</p>	<p>コンビニ等設置端末での暗証番号再設定等が行えるようになることを踏まえれば、更新申請はオンラインで行い、コンビニ等設置端末により電子証明書の書き換えを行うことも技術的に実現可能と考える。</p> <p>特区を設けて対面要件を緩和する事は望ましく無いとしても、マイナンバーカードの普及においては、取得・更新等における手続き面での利便性について課題があると考えられるほか、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するための関連窓口の混雑緩和の点からも、全国的な措置として引き続き対面要件の緩和についてご検討頂きたい。</p>	総務省	<p>電子証明書の更新については、暗証番号の初期化・再設定とは異なり、従来の電子証明書を失効させ、新たに発行を受けた電子証明書をICチップに記録するものであり、本人確認及びセキュリティの観点から、住所地区町村の統合端末を用いて行う必要がある。</p> <p>具体的には、ICチップは耐タンパー性を有しており、ICチップ内への電子証明書の記録は、権限を有した者が、申請者の対面での本人確認を経て、統合端末を介して書き込む仕様となっている。</p> <p>また、対面での本人確認を経て発行されることで、アメリカ国立標準技術研究所(NIST)の定める最高位レベル3の身元確認保証レベルを担保しており、これにより、ICチップ内に記録される電子証明書の安全性と信頼性が確保されているが、仮に、オンライン等で電子証明書の発行の手続を完結することとした場合、電子証明書の安全性・信頼性が低下してしまうため、適当ではない。</p>